

| | |
|-----|-----------------|
| 組織名 | 中部近畿産業保安監督部近畿支部 |
|-----|-----------------|

組織情報

| | | |
|---------------|---|-------------------|
| 所在地 (代表組織) | 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 | |
| サイトアドレス | http://www.safety-kinki.meti.go.jp/ | |
| 連絡先 | 電話 | 06-6966-6061 (直通) |
| | FAX | 06-6966-6095 |

組織概要

●管轄・組織体制など

中部近畿産業保安監督部近畿支部は、近畿地域(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府5県)における電力安全、ガス・火薬類等の保安、鉱山保安の各産業保安分野について所管しています。

なお、電力安全の担当地域は以下を参照してください。



【電力安全の担当地域】

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(赤穂市のうち昭和38年9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区を除く。)、福井県のうち[小浜市、三方郡、大飯郡、三方上中郡]、岐阜県のうち[不破郡関ヶ原町(昭和29年8月31日における旧今須村の区域に限る。)]、三重県のうち[熊野市(昭和29年11月2日における旧南牟婁郡新鹿村、荒坂村及び泊村の区域を除く。)、南牟婁郡]

●所掌事務・担当業務

近年、産業事故に対する社会的関心が高まっており、情報収集や原因調査、再発防止等に関し、一層迅速、かつ、明確な責任・監督体制の下での対応が求められています。産業保安監督部は、各種産業保安規制の一元的、一体的遂行によって一層的確ないし効率的な規制を実施し、安全の確保という業務目標に向けて全力を尽くしてまいります。



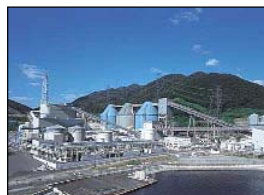
■管理課

当支部施策の総合調整をはじめ、人事管理、職員研修、文書審査・管理、インターネットのWebサイト(ホームページ)による情報発信等を行っています。



■保安課

都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、石油コンビナート等に関する災害の防止や、産業保安の確保に関する指導・監督を行っています。



■電力安全課

発電所、送電線、変電所、工場・ビル・家庭等の電気設備等、電気にかかる設備全般の安全確保に関する業務を行っています。また、電気に関する国家資格等の業務、発電所の環境保全対策や新エネルギー発電施設の安全を確保する業務も行っていきます。



■鉱山保安課

鉱山・製錬所で働く人々が安全に作業できるとともに、周辺環境に鉱害(公害)を出さないよう監督・指導業務を行っています。また、災害及び鉱害が発生し法律違反が認められた場合、司法警察職員としての業務を行っています。

| | |
|-----|-----------------|
| 組織名 | 中部近畿産業保安監督部近畿支部 |
|-----|-----------------|

防災に関する取組など

●当支部の取組

当支部は、経済産業省防災業務計画に基づき、その所掌事務について、防災に関し必要な体制を確立するとともに、災害予防、災害応急・復旧、災害復興その他防災に関し採るべき措置を定め、もって管轄区域における防災行政事務の的確かつ円滑な遂行に資することを目的として、「中部近畿産業保安監督部近畿支部防災業務実施要領」を平成17年4月1日に定めました。

また、当該実施要領を基として、当支部所管の各産業分野ごとに防災業務マニュアルを作成して、災害時において支部の果たすべきライフライン(電力・ガス等)の復旧、産業・鉱山保安の確保、防災関係物資(災害応急対策又は災害復旧に必要な物質をいう。)の円滑な供給、被災事業者対策等の円滑な実施を図るための実践的活動要領を定めて、主にライフライン・産業保安に係る被害情報に関する情報の把握や安全の確保を図るとともに、二次災害の発生を防止することに尽力いたします。

なお、支部の施設等が被災した場合に応急対策を実施する体制を整備するためのマニュアルも併せて整備して、訓練等を通じて職員に周知徹底しています。

<防災訓練の様子>



災害対策本部訓練



情報収集及び連絡・情報提供(広報)訓練



防災機器等実証訓練(衛星電話)



防災備蓄用品の確保と点検

●管内府県・政令市との連携

管内府県及び政令市が災害対策基本法や国民保護法に基づき設置している、「防災会議」及び「国民保護協議会」に委員や幹事として参画して会議や防災訓練に出席しています。